

大口町告示第 5 4 号

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和 4 年 4 月 1 6 日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 5 日

大口町長 鈴木 雅 博

1 供用及び処理開始年月日

令和 4 年 5 月 1 日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町竹田一丁目、下小口四丁目、上小口一丁目、上小口三丁目、河北二丁目の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸 2 - 1 号幹線 大口右岸 2 - 2 号幹線	大口右岸 5 - 1 号幹線
起点	大口町竹田一丁目地内 大口町竹田一丁目地内	大口町余野三丁目地内
終点	大口町丸一丁目地内 大口町竹田一丁目地内	大口町河北二丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道 3 号幹線に接続	

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

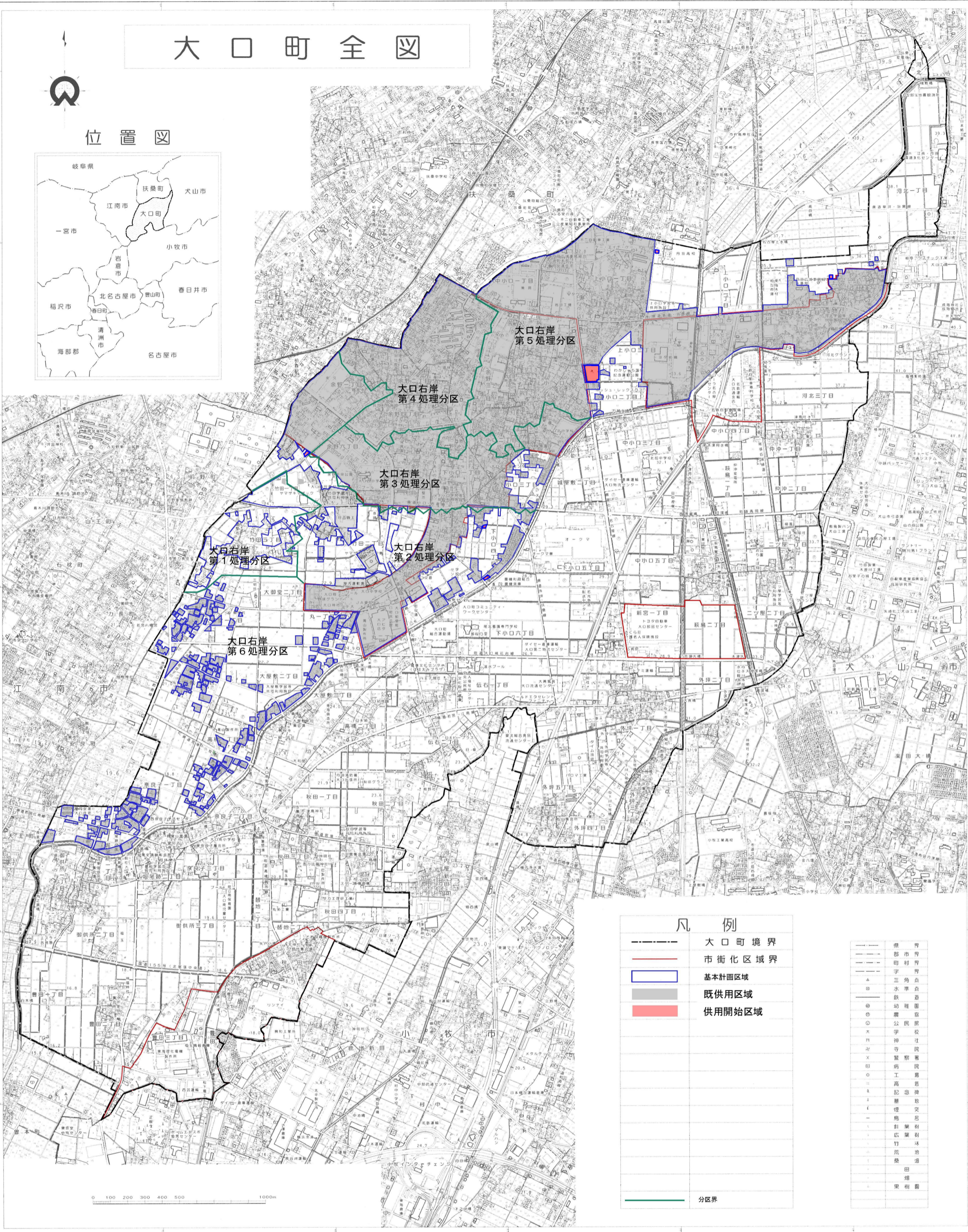
別添のとおり

区域図

大口町全図



位置図



凡例

	大口町境界
	市街化区域界
	基本計画区域
	既供用区域
	供用開始区域
	分区界

	境界
	市界
	町界
	丁目界
	三角点
	水準点
	鉄道の駅
	幼稚園
	公民館
	学校
	神社
	警察署
	病院
	工務所
	高松
	記念碑
	懸崖
	橋
	堤防
	竹林
	水田
	畑
	果樹園

「この地図成果は、大山市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用し、調整したものである。」
 「この地図成果は、江南市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用し、調整したものである。」
 「この地図成果は、小牧市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用し、調整したものである。」

「この地図成果は、扶桑町長の承認を得て、同町発行の都市計画基本図を使用し、調整したものである。」
 「この地図成果は、1/2500都市計画基本図データを縮小編集して作成したものである。」